

Q 1 申告義務の周知や罰則の適用についてどう考えているのか？

(A)

- 1 国勢調査は、法令に基づき、申告者に申告の義務を課しているとともに、義務が履行されない場合の罰則が規定されているが、国勢調査で今まで、罰則を適用した事例はない。
- 2 また、調査を行うに当たり、罰則があることを積極的に周知するということも行っていない。これは、「国勢調査の目的達成のためには、国民に協力を要請する姿勢が妥当であり、罰則による強制は、かえって国民の反感を招くおそれがある」という考え方によるもの。
- 3 平成 7 年調査以前は、全世帯へ配布する書類の中で、これら申告の義務及び罰則の規定について記載することはしていなかったが、平成 12 年調査から申告の義務について記載している。
これは、地方公共団体や調査員からは、調査環境が厳しくなっていることを踏まえ、罰則適用を望む声もあること、また、罰則を適用しないまでも、せめて「申告義務が課されていること」を広く国民に周知すべきであるという意見等を考慮したものの。

【統計法(昭和 22 年法律第 18 号)】抜粋

第 5 条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。

第 19 条 次の各号の一に該当する者は、これを 6 箇月以下の懲役若しくは禁錮又は 10 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 5 条の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者
- 二 略

【国勢調査令(昭和 55 年政令第 98 号)】

第 10 条 国勢調査に当たつては、当該国勢調査において調査すべき第 5 条第 1 項各号に掲げる事項のうち、同項第一号に掲げる事項については世帯員が、同項第二号に掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者がそれぞれ申告しなければならない。

Q 2 広報経費はいくらか？

(A)

- 1 平成 17 年国勢調査の実施のために使用した広報経費は全体で約 2 6 億円である。
- 2 このうち、国が約 4 億円、地方公共団体が約 2 2 億円である。

平成 1 7 年国勢調査経費	6 5 0 億円(1 0 0 . 0 %)
うち広報経費	2 6 億円(4 . 0 %)
国で使用した広報経費	4 億円(0 . 6 %)
地方で使用した広報経費	2 2 億円(3 . 4 %)

Q3 住民基本台帳の人口があるから、国勢調査は必要ないのではないか？

(A)

1 国勢調査は、国内の人口、世帯、産業構造等の実態を、一定時点で、その全数を調査することによって、届出の有無にかかわらず正確に把握するもの。

2 一方、住民基本台帳は、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎等とするため住民の記録を統一的に行うもので、氏名、出生の年月日や男女の別などの限られた固定的属性しか記載されていない。

このため、就業状態や産業・職業などの時間の経過とともに変化する属性については把握できないため、多様な行政ニーズに応えることができない。

3 また、住民基本台帳では、住民登録の変更をしないで転居する人がいるため、住民票の届出場所と実際に住んでいる場所が一致しない場合がある。

このため、選挙区の画定、議員定数の決定や地方交付税算定などの基準となる法定人口や各種行政の基礎となる人口には、住民基本台帳の登録人口ではなく、一定時点ですべての人口・世帯を調査する国勢調査の結果が利用されているところである。

(参考) 国勢調査人口(日本人)と住民基本台帳人口の比較(平成12年)

(単位:人)

地域	国勢調査 (a)	住民基本台帳 (b)	差(c) (a) - (b)	差率 % (c)/(a) × 100
全 国	125,615,298	126,178,055	-562,757	-0.45(-1.83)
【国勢調査人口が住民基本台帳人口より多い都道府県(上位5県)】				
京 都 府	2,599,297	2,563,280	36,017	1.39(4.03)
東 京 都	11,851,126	11,781,017	70,109	0.59(2.04)
宮 城 県	2,354,919	2,345,509	9,410	0.40(0.46)
福 岡 県	4,984,997	4,973,457	11,540	0.23(-0.11)
愛 知 県	6,933,002	6,921,005	11,997	0.17(-0.71)
【住民基本台帳人口が国勢調査人口より多い都道府県(上位5県)】				
和 歌 山 県	1,065,105	1,089,437	-24,332	-2.28(-8.73)
青 森 県	1,472,692	1,498,381	-25,689	-1.74(-3.42)
香 川 県	1,017,976	1,033,901	-15,925	-1.56(-6.76)
大 分 県	1,216,441	1,235,419	-18,978	-1.56(-7.15)
宮 崎 県	1,167,556	1,185,783	-18,227	-1.56(-8.09)

(注)1. 住民基本台帳人口は、平成12年と平成13年の3月31日現在人口を平均して算出
2. 差率の()内は20歳代の人口についての差率

住民基本台帳で国勢調査を代用することの問題点

○国勢調査は、国内の人口、世帯、産業構造等の実態を、その全数を調査することによって正確に把握することを目的としており、行政の基礎資料として利用されている。

国勢調査では、氏名、性別、出生の年月といった固定的属性のほかに、社会的属性（世帯主との続き柄、配偶者の有無、住宅の状況等）や経済的属性（就業状態、勤めか自営か、産業、職業等）を調べており、これによって多様な行政ニーズに対応している。特に、国勢調査では、町丁字別等の小地域統計が作成できることから、次のような行政に利用されている。

- ・ 防災対策のためには、地域別に細かい、居住形態や世帯構成別などの人口の情報が必要
- ・ 地域の産業構造を把握し、産業政策や雇用政策を行う上で、産業別の就業状況・労働力の状態などの情報が必要
- ・ 地域の福祉対策の立案のために、世帯構成別（高齢単身者かなど）や収入の形態別（年金受給者か）の人口の情報が必要

国勢調査では、住民登録に関係なく、常住する場所で全数を調査することから、以下のような利用が行われる。

- ・ 選挙区の確定や地方交付税算定の基準などの法定人口等、行政の基礎人口としての利用
- ・ 人口推計などの基準人口としての利用
- ・ 労働力調査、家計調査などの標本調査のための母集団情報としての利用

○一方、住民基本台帳で国勢調査を代用しようとする場合には、以下のような問題が生じる。

住民基本台帳（ネットワーク）の情報は、氏名、性別、出生の年月日、住所の4項目に限られている。

このため、国勢調査と同様の情報を把握するためには、他の行政情報とのリンク等が必要となるが、次のような問題がある。

ア 他の行政情報としては限られた情報しかなく、国勢調査と同レベルの情報を得ることは困難

- <他の行政情報の例>
- 建物登記簿、固定資産課税台帳（建物又は家屋の種類、構造、床面積等。電子化されているのは一部。また、登録名義人と居住者が異なる場合もある。）
 - 戸籍（出生地、世帯主との続柄等。電子化されているのは一部。）
 - 年金データ（被保険者の被扶養者、受給者の受給額等、国勢調査の「配偶者の有無」や「収入の種類」の一部の情報のみ。）
 - 納税者データ（雇用者、所得額、所得の種類等、「産業」や「収入の種類」の一部の情報のみ。）
 - 雇用保険データ（雇用者、失業手当受給者等、「産業」や「就業状態」の一部の情報のみ。）

- イ 行政情報は、法令上、個人情報保護等の観点から目的外利用が禁止されている場合が多い。
- ウ 氏名からの情報のマッチングが必要だが、入力方式が異なるなど、技術的な困難が予想される。
- エ 個人の情報を統合することは、国民総背番号反対などの反対運動につながる可能性が大きい

住民基本台帳は次のようなケースがあることから、実際の人口と異なり、基準人口等として利用できない。

- ア 転出届けを出さないまま、出国して外国で3ヶ月以上住んでいるケース
- イ 転出届けを出さないで、他の県に3ヶ月以上住んでいるケース（学生や、工事関係者など）
- ウ 外国人については登録されていない。なお、これについては、外国人登録制度がある。

（参考）外国人登録制度の登録事項

氏名（通称名）、性別、生年月日、国籍、職業、在留の資格、在留期間、出生地、国籍の属する国における住所又は居所、居住地、世帯主の氏名、世帯主との続柄、家族事項、勤務所又は事務所の名称及び所在地、旅券番号、旅券発行年月日、上陸許可年月日

ただし、外国人登録についても、住民基本台帳と同様、届けを出さずに移動する場合があります、実際の外国人人口とは異なる。